

## 両立支援のための行動計画書

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1 計画期間

令和6年3月1日 ～ 令和9年2月28日

### 2 計画内容

目標1 : 男性の育児休業取得を促進するための措置を実施する。

#### 【対策】

- ① 令和6年3月～ 育児休業に関する規定の周知を図る。特に出生時育児休業制度（産後パパ育休制度）の取得促進に向けて、制度の仕組みについて全男性社員に周知する。
- ② 令和6年3月～ 男性社員に向けて、育児休業の取得を勧奨するチラシを作成、社内に掲示する。
- ③ 令和6年3月～ 配偶者が出産した男性社員について、育児休業を取得するよう事業主より勧奨する。

目標2 : 子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度を導入する。

#### 【対策】

- ① 令和6年3月～ 子の看護休暇について、時間単位で取得できる制度のうち、勤務時間の途中に休暇を取得できる制度を検討する。
- ② 令和4年9月～ 上記について、就業規則を変更する。

目標3 : 育児・介護休業法による措置の内容や、雇用保険法に基づく育児休業給付等の諸制度について、社員に周知する。

#### 【対策】

- ① 令和6年3月～ 策定している「育児・介護休業等に関する規則」を全社員に周知する。

目標4 : 子供同伴出勤を認める制度を実施する。

〔対策〕

- ① 令和6年3月～ 配偶者の病気等により子供の面倒を見る者がいない場合は、子供を会社に同伴して勤務してよい制度を実施する。

目標5 : 年次有給休暇取得促進のための措置を実施する。

〔対策〕

- ① 令和6年3月～ 男性社員について、配偶者の出産時にまとめて年次有給休暇を取得するよう、事業主より勧奨する。
- ② 令和6年3月～ 家庭と仕事の両立を確保するため、自分や家族の誕生日や結婚記念日等に年次有給休暇を取得するよう、事業主より勧奨する。

以上